

## 託送供給等約款の変更認可申請

2024年11月29日  
北陸電力送配電株式会社

当社は、本日、2025年4月1日を実施日とする託送供給等約款<sup>※1</sup>の変更認可申請を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。

当社は、本日、電気事業法第18条第1項<sup>※2</sup>の規定にもとづき、託送供給等約款の変更認可申請を経済産業大臣に行いました。

今回の申請は、国の審議会および電力広域的運営推進機関の検討会における議論等を踏まえたものであり、以下の内容について変更を行います。

### 1. 主な変更内容

- （1）災害時における特別措置の規定
- （2）混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの導入
- （3）その他供給条件の見直し

### 2. 実施日

2025年4月1日

#### ※1 託送供給等約款

小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用するときの料金等の供給条件を定めた約款。

#### ※2 電気事業法第18条第1項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

以上

別紙：託送供給等約款の変更内容（概要）

## 託送供給等約款の変更内容（概要）

### 1. 災害時における特別措置の規定

停電などにより電気の使用を制限または中止した場合、制限中止割引<sup>\*1</sup>として、託送料金の基本料金の割引を行っていますが、2025年3月31日をもって需要側の制限中止割引を廃止します（2024年1月17日お知らせ済み）。第72回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2024年3月29日開催）において、制限中止割引が実質的に災害時における被災者の負担軽減策として機能してきた実態があることなどから2025年4月1日までに災害時の特別な措置として、従来の制限中止割引と同様の対応ができるよう託送供給等約款等において規定する整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映しました。

### 2. 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの導入

第52回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2023年6月21日開催）において、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）における費用負担について、系統増強を希望した発電事業者の負担を基本とした上で、混雑緩和プロセスによる系統増強が一般送配電事業者の計画している設備更新と同調できるなど、一般送配電事業者の受益と評価できる部分については、一般負担として控除する整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映しました。

### 3. その他供給条件の見直し

#### （1）発電側課金（系統連系受電サービス）における制限中止割引の廃止

第100回制度設計専門会合（2024年8月27日開催）において、発電側の制限中止割引については、需要側と同様の措置を執るのが合理的であり、需要側の制限中止割引と同様に2024年度末をもって廃止する整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映しました。

#### （2）翌々日計画の提出

第80回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（2022年12月26日開催）において需給ひっ迫時における情報発信の重要性の高まりから、2025年度以降、翌々日断面において、48点（1日分 [24時間] ÷ [30分単位] = 48コマ）での広域予備率を算出・公表することに伴い、翌々日計画について新たに48点での計画を提出する整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映しました。

### (3) 既認定FIP併設蓄電池の系統充電拡大に伴う系統連系受電サービス料金の取扱い

第69回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2024年9月30日開催）において、FIP移行案件の増加に伴う併設蓄電池の系統充電ニーズの高まりを踏まえ、2025年4月を目途に、2023年度以前に新規認定を受けたFIP電源に併設される蓄電池の系統充電を可能とする整理がなされたことを踏まえ、当該蓄電池において系統充電した電気の逆潮流分（kW）に対して、系統連系受電サービス料金を申し受けることを供給条件に反映しました。

### (4) グリッドコード<sup>※2</sup>の見直し

第17回グリッドコード検討会（2024年7月31日開催）において、再生可能エネルギー出力制御抑制の観点から火力発電設備運転時の最低出力を定格出力の50%以下から30%以下に変更するなど、検討が完了した個別技術要件について、系統連系技術要件（託送供給等約款別冊）に規定する整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映しました。

※1 制限中止割引

緊急時の作業停止や設備故障時における出力制御など、送配電設備起因かつ出力制御の予見性がない場合に、基本料金の一部を割り引くもの。

※2 グリッドコード

通常および例外的な運用条件下において、発電機や負荷など個々の構成要素のシステムにおける動作を規定した、系統に接続される電源が従うべきルール。

以 上